

地方独立行政法人長崎市立市民病院機構
労働災害総合保険（使用者賠償責任）契約 仕様書

1 総則

本仕様書は、地方独立行政法人長崎市立市民病院機構（以下「機構」という。）の被用者が業務上および通勤途上中の理由により被った身体の障害について、機構が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して付保する労働災害総合保険の内容を定める。

2 保険契約者及び被保険者

（１）保険契約者：地方独立行政法人長崎市立市民病院機構

（２）被保険者：地方独立行政法人長崎市立市民病院機構

3 保険期間

令和7年4月30日午後4時から令和8年4月30日午後4時まで

4 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5 保険の種類

労働災害総合保険普通保険約款

6 付帯する特約

① 通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任保険用）

② 職業性疾病担保特約

③ アスベスト・じん肺不担保特約

④ 保険料確定特約

7 保険の内容

（１）保険の対象

I. 賠償金

次に掲げる金額の合計額を超える場合に限りその超過額を賠償金とする。ただし、地方公務員災害補償法等（労働者災害補償保険法を含む。以下同じ。）によって給付が決定された場合に限る。

①地方公務員災害補償法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」は含まない。）

②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償補償事業により支払われるべき金額

II. 費用

機構が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用で保険会社の同意を得た費用

①訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士費用を含む。）

②示談交渉に要した費用

③解決のための保険会社への協力費用

④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

（２）被用者

被保険者の使用人または役員で地方公務員災害補償法等の被保険者全て（短期就労者を含む。）

（３）てん補限度額

使用者賠償責任保険：1名につき2億円、1事故・期間中4億円

8 自動担保

保険期間の途中で被用者の増加があった場合、自動的に保険の対象に含むものとする。

9 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

10 免責事項

労働災害総合保険普通保険約款、各特別約款と同内容とする。

11 保険料算出条件

①業種区分 94

②被用者数 1,074名（令和6年4月1日時点）

③営業収益 12,894,549,329円（令和5年度）

④賃金総額 6,082,884,015円（令和5年度）

④過去3年間における保険金支払いの対象となる事故の発生件数 0件

12 その他特記事項

(1) 法定外補償条項：なし

(2) 受注者は、本契約に係る事務手続きを利用する際、代理店・仲立人を置くことができるものとする。

(3) 受注者は、代理店・仲立人を指定する場合は、その旨書面で届出を行うものとする。

(4) 本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。